

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

氏 名 (法人の場合は商号又は名称及び代表者)
※申請者 (法人に当たってはその代表者) が自署しない場合は、
記名押印すること。

千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付申請書

千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

対象となる技能証明	資格の区分 ☐ 一等無人航空機操縦士 ☐ 二等無人航空機操縦士
	機体の種類 ☐ マルチローター ☐ ヘリコプター ☐ 飛行機
	限定変更 ☐ 無し ☐ 目視内 (→目視外) ☐ 昼間飛行 (→夜間飛行) ☐ 最大離陸重量 25kg 未満 (→25kg 以上)
無人航空機の活用及び 技能証明取得の目的	
無人航空機を活用した 業務の内容	
無人航空機の活用の 効果及び目標	
補助事業の着手予定日	年 月 日
技能証明取得予定日	年 月 日
補助金交付申請額	金 円
添 付 書 類	1 事業計画書 (事業内容、予算計画 (経費内訳)、実施体制、 スケジュール、補助対象経費の積算等が確認できるもの) (任意様式) 2 要件確認申立書 (様式第 1 号の 2)

(担 当 者)
所 属
担 当 者 名
E m a i l
電 話 番 号

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

氏 名 (法人の場合は商号又は名称及び代表者)

※申立者 (法人に当たってはその代表者) が自署しない場合は、
記名押印すること。

要件確認申立書

千葉市補助金等交付規則 (以下「規則」という。) 第 3 条の規定に基づき、千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付要綱に係る交付申請を行うに当たり、規則第 4 条の 2 第 1 号から第 3 号までのいずれにも該当しないことを申立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。

また、いずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、千葉市が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第 17 条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金について、次のとおり交付決定しましたので、千葉市補助金等交付規則第 6 条の規定により通知します。

千葉市長

補助金の交付決定額	円
補助金交付予定時期	補助金額の確定後
交 付 条 件	1 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。 4 市長が指定した期日までに取得した技能証明書の写し又は国による技能証明書交付申請内容の審査完了通知の写しを市長へ提出すること。 5 上記 4 が実施できない場合、それまでに要した補助事業の経費について、補助金を交付しない。
備 考	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

氏 名 (法人の場合は商号又は名称及び代表者)
※届出者 (法人に当たってはその代表者) が自署しない場合は、
記名押印すること。

千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付申請取下届出書

年 月 日付け千葉県指令 第 号により交付決定の通知があつた標記補助事業について、下記の理由により取り下げたいので、千葉県補助金等交付規則第 7 条第 1 項及び千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により届出します。

記

理 由	
-----	--

(担 当 者)
所 属
担 当 者 名
E m a i l
電 話 番 号

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

氏 名 (法人の場合は商号又は名称及び代表者)
※申請者 (法人に当たってはその代表者) が自署しない場合は、
記名押印すること。

千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け千葉県指令 第 号で交付決定を受けた標
記補助事業について、下記のとおり (経費配分・内容) を変更したいので、千葉県補助
金等交付規則第 5 条第 1 項第 1 号及び千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業
補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により申請します。

記

変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
添 付 書 類	・変更後の事業計画書 (事業内容、予算計画 (経費内訳)、実施 体制図、スケジュール等が確認できるもの) ・経費変更の場合、配分変更の内容が確認できる書類 ・その他市長が必要とする書類

(担 当 者)
所 属
担 当 者 名
E m a i l
電 話 番 号

千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け変更交付申請のあった千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

千葉市長

変更前補助金交付決定額	円
変更後補助金交付決定額	円
差 引 額	円
補 助 金 交 付 予 定 時 期	
交 付 条 件	1 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。 4 市長が指定した期日までに取得した技能証明書の写し又は国による技能証明書交付申請内容の審査完了通知の写しを市長へ提出すること。 5 上記 4 が実施できない場合、それまでに要した補助事業の経費について、補助金を交付しない。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

氏 名 (法人の場合は商号又は名称及び代表者)
※申請者 (法人に当たってはその代表者) が自署しない場合は、
記名押印すること。

千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金中止 (廃止) 承認申請書

年 月 日付け千葉県指令 第 号で交付決定を受けた標記補助事業について、下記の理由により補助事業を (中止・廃止) したいので、千葉県補助金等交付規則第 5 条第 1 項第 2 号及び千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により申請します。

記

中 止 (廃 止) す る 事 業 の 内 容 等	
中 止 (廃 止) の 理 由 ※中止 (廃止) の理由は、でき るだけ詳細に記入すること。	
中 止 の 期 間 (廃 止 と な る 日)	年 月 日 ~ 年 月 日
添 付 書 類	下記の書類の写し ・補助金交付決定通知書 ・その他市長が必要とする書類

(担 当 者)
所 属
担 当 者 名
E m a i l
電 話 番 号

住 所

氏 名

千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認することとしたので通知します。

年 月 日

千葉市長

補 助 事 業 名	
補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
廃 止 承 認 理 由	

不服申し立て等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取り消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

氏 名 (法人の場合は商号又は名称及び代表者)
※報告者 (法人に当たってはその代表者) が自署しない場合は、
記名押印すること。

千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金遅延等報告書

年 月 日付け千葉県指令 第 号で交付決定を受けた標記
補助事業について、遅延が発生することとなったため、千葉県補助金等交付規則第 5 条
第 1 項第 3 号及び千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付要綱第 9
条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助事業の進捗状況	
遅延等の内容及び原因	
遅延等に対する措置	
今後の予定	

(担 当 者)
所 属
担 当 者 名
E m a i l
電 話 番 号

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

氏 名 (法人の場合は商号又は名称及び代表者)
※報告者 (法人に当たってはその代表者) が自署しない場合は、
記名押印すること。

千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金状況報告書

年 月 日付け千葉県指令 第 号により交付決定の通知があつた補助事業について、千葉県補助金等交付規則第 1 0 条及び千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助事業の実施状況	
-----------	--

(担 当 者)
所 属
担 当 者 名
E m a i l
電 話 番 号

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

氏 名 (法人の場合は商号又は名称及び代表者)
※報告者 (法人に当たってはその代表者) が自署しない場合は、
記名押印すること。

千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け千葉県指令 第 号で交付決定を受けた千葉県
無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金に係る事業実績について、千葉県補助金
等交付規則第 1 2 条及び千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付要
綱第 1 1 条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

補助金の交付決定額	円
補助事業の経費精算額	円
技能証明書取得日	年 月 日
添 付 書 類	1 登録講習機関での受講を証明する証明書等 2 技能証明書の写し又は国による技能証明書交付申請 内容の審査完了通知の写し 3 経費内訳書及び当該経費の根拠資料 (領収書等) 4 その他市長が必要とする書類

(担 当 者)
所 属
担 当 者 名
E m a i l
電 話 番 号

千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付け実績報告書により、次のとおり 年度千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金を確定したので、千葉市補助金等交付規則第 1 3 条の規定により通知します。

千葉市長

補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額	円
補 助 金 の 確 定 額	円
備 考	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 1 2 号

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

氏 名 (法人の場合は商号又は名称及び代表者) 印

※市の債権者登録をしている印で押印すること。

千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付請求書

千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 _____ 円

〔 _____ 年 月 日付け千葉県達 _____ 第 _____ 号により交付確定〕

(添付書類)

- ・ 補助金交付決定通知の写し
- ・ 補助金額確定通知の写し

(担 当 者)
所 属
担 当 者 名
E m a i l
電 話 番 号

千葉市達 第 号
年 月 日

千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第 1 7 条第 3 項において準用する第 6 条の規定により通知します。

千葉市長

補助金の交付決定額	円
取 消 額	円
取消後の交付決定額	円
取 消 の 理 由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第 1 8 条第 項の規定により、次のとおり返還を命ずる。

千葉市長

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 計 円
補助金の交付確定額	円
還付すべき金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返還方法	

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

氏 名 (法人の場合は商号又は名称及び代表者)

※申請者(法人に当たってはその代表者)が自署しない場合は、
記名押印すること。

千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業経過報告書

千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付要綱第18条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 技能証明 資格の区分 ☐ 一等無人航空機操縦士 ☐ 二等無人航空機操縦士
機体の種類 ☐ マルチローター ☐ ヘリコプター ☐ 飛行機
限定変更 ☐ 無し ☐ 目視内 (→目視外)
☐ 昼間飛行 (→夜間飛行)
☐ 最大離陸重量25kg未満 (→25kg以上)
- 2 対象者所属・氏名
- 3 今年度技能証明を活用した業務概要
 - (1) 実施日時
 - (2) 実施場所
 - (3) 実施内容
- 4 補助金申請時に設定した目標・効果の達成状況
- 5 その他

(担 当 者)
所 属
担 当 者 名
E m a i l
電 話 番 号